別紙様式第八号第一の15中「後年度繰越剰余金」を「当年度末繰越剰余金」に改め、同様式第一の15記載上の注意に次のように加える。

6　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）により、「前年度末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっている場合には、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第八号第5中「後年度繰越剰余金」を「当年度末繰越剰余金」に改め、同様式第6中「後年度繰越損失金」を「当年度末繰越損失金」に改める。

別紙様式第九号第一の16中「後年度繰越剰余金」を「当年度末繰越剰余金」に改め、同様式第一の16記載上の注意に次のように加える。

6　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）により、「前年度末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっている場合には、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第十号第一の３記載上の注意に次のように加える。

6　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前年度末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっている場合には、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第十号第二の二記載上の注意１⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の２、第14条の３及び第14条の５から第14条の８までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については、記載を要しない。）

別紙様式第十号第二の三⑴中「その他経常収益」を「その他経常収益
貸倒引当金戻入益
償却債権取立益
その他の経常収益」に、「負ののれん発生益
貸倒引当金戻入益
償却債権取立益」を「負ののれん発生益」に改め、同様式第二の三⑴記載上の注意４中「前年度損益修正その他異常な」を「非経常的な」に改め、同様式第二の三⑵記載上の注意４中「できる」の次に「。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること」を加え、同記載上の注意に次のように加える。

5　当年度純利益金額又は当年度純損失金額を構成する項目のうち、当該事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、４の注記と併せて記載することができる。

別紙様式第十号第二の三⑶中「その他経常収益」を「その他経常収益
貸倒引当金戻入益
償却債権取立益
その他の経常収益」に、「負ののれん発生益
貸倒引当金戻入益
償却債権取立益」を「負ののれん発生益」に改め、同様式第二の三⑶記載上の注意４中「前年度損益修正その他異常な」を「非経常的な」に改め、同記載上の注意10中「できる」の次に「。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること」を加え、同記載上の注意に次のように加える。

11　当年度純利益金額又は当年度純損失金額を構成する項目のうち、当該事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10の注記と併せて記載することができる。

附　則

１　この命令は、公布の日から施行する。

２　この命令による改正後の農林中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）第二十八条の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類（農林中央金庫法第三十五条第一項（同法第九十五条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する計算書類をいう。以下この項において同じ。）についての会計監査報告について適用し、同日前に開始した事業年度に係る計算書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。

３　新規則別紙様式第一号から第三号まで、第五号及び第七号から第十号までは、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。